



各 位

2025 年 11 月 28 日

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 川 直 哉
(コード番号 : 2743 スタンダード)
問い合わせ 取 締 役 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

当社株式の監理銘柄（審査中）の指定に関するお知らせ

当社の株式は、2025 年 11 月 27 日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）より、監理銘柄（審査中）に指定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（審査中）指定の理由

当社は、2025 年 11 月 14 日に「2025 年 12 月期第 3 四半期決算短信の開示が四半期末後 45 日を超えることに関するお知らせ」を、同月 20 日に「公認会計士の辞任及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」をそれぞれ開示致しました。

その後、当社は同月 27 日に「(訂正)「2025 年 12 月期第 3 四半期決算短信の開示が四半期末後 45 日を超えることに関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」及び「(訂正)「公認会計士の辞任及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」にて、決算短信の開示を延期した経緯や会計監査人の辞任経緯について開示致しました。

これらにより、東京証券取引所から以下の事実を摘示されました。

i. 当社経営陣は、同月 14 日に、2025 年 12 月期第 3 四半期決算短信を作成し、当時の会計監査人から結論不表明となる期中レビュー報告書を提示されていたにもかかわらず、その事実を開示上明らかにしないまま決算発表を延期した。

ii. 決算発表延期の理由のうち「適切な監査を受けることが出来ておらず」という記載は当社の見解として記載されたものであったが、この記載について、当時の会計監査人から会計監査人の見解も踏まえた開示を行うよう要請を受けていたものの、当社は、当時の会計監査人辞任の経緯や意見について十分な説明の記載を怠っていた。

iii. 特別注意銘柄指定から 10 か月が経過するにもかかわらず、このような問題を生じさせ、適時適切な開示を行えていないことは、当社の内部管理体制等には依然として改善すべき重大な問題が残存していると考えられる。

上記を踏まえ、日本取引所自主規制法人から、当社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運

用される見込みがあるか否かの審査が実施されることとなりました。当該審査の結果、当社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと認められた場合には、当社株式の上場廃止が決定されることから、当社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、特別注意銘柄への指定を継続しつつ、監理銘柄（審査中）にも指定されることとなりました。

2. 監理銘柄（審査中）指定期間

2025年11月27日から東京証券取引所が当社株式について上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとなります。

3. 今後の対応

このたびの東京証券取引所からの監理銘柄（審査中）指定により、株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引先様その他すべてのステークホルダーの皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、早期に監理銘柄（審査中）の指定を解除できるよう、当社グループの役職員一丸となって最大限の努力をしてまいりますので、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

以上